

亀山市告示第57号

亀山市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井義之

亀山市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱（平成20年亀山市告示第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号ウ及び同条第5号中「第29条の7第2項第9号イ」を「第29条の7第2項第8号イ」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。